

## 準備書面(壱)

広島地方裁判所令和7年(レ)第47号損害賠償請求控訴事件  
 原審:庄原簡易裁判所令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件  
 令和7年11月28日作成 広島地方裁判所民事1部 御 中

控訴人(原告) 高野 邦 夫

被控訴人(被告) 津 田 廣 雄

### 記

#### 第一.始めに

上記当事者間の令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件について、控訴趣意(理由)書を提出したが、なお控訴趣意書(理由書)を補充する趣旨で本準備書面(壱)を提出する。

#### 第二. 控訴趣意書(理由書)を補充する

1. 被告が「再発行して貰ってでも提出する」と言った銀行の領収書は、刑法 159 条(私文書偽造等)の客体となると解され、9月11日(木)に銀行の領収書は提出せず、**乙第3,4,5号証**を提出して来た。かりに**乙第1,2号証**が真実だとしても、被供託者(控訴人)が供託金の還付を受けるためにはその権利を証明しなくてはならないのです(供託法第8条)。この供託金の還付を被供託者に促すのが供託通知書制度(一種の行政サービス)なのですが、法定利息が欠落している限り2項詐欺(未遂)の責めは免れない。まあ折角ですから、8月12日(金)に準備書面(3)を作成して速やかに提出しました。こんな片田舎の庄原簡易裁判所の事件で刑法学の常識である間接正犯まで主張・引用する事になろうとは、感無量です。本件では「身分なき者(被控訴人)が身分ある者(供託官)を利用して有印虚偽公文書作成罪(刑 156 条)を間接正犯の形で実現した場合」と言えるでしょう。ここで虚偽事実とは、**乙第1号証・乙第2号証**共に「現実提供したがその受領拒否された」、という点です。原告は被告から「債務の本旨(判決書)に従った弁済提供」を受けた事は一度もないのです。

#### ★刑法第一五六条(虚偽公文書作成等)

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

↑一年以上十年以下の懲役↓

#### ★刑法第一五八条(偽造公文書行使等)

第一百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

2. また有印偽造公文書を裁判所に**乙第1,2号証**として提出した点は、(有印)虚偽公文書行使(刑 158 条)に該当する他、未遂ですが詐欺利得罪(刑 246 条)が成立したと思料される。

★刑法第二四六条(詐欺)

人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

★刑法第二五〇条(未遂罪)

判1 不実の訴えを提起し、その口頭弁論で、不実な請求の陳述をするのは欺く行為である。(大判大3・5・12 刑録二〇一八五六)←応訴して請求棄却を求める場合でも同じ

判2 普通人を欺くに足りる手段を用いた以上、たまたま相手方が錯誤に陥らなかったとしても、詐欺未遂罪が成立する。(大判昭2・12・24 刑集六一五五五)

3.上記被控訴人(被告)の犯罪行為について、公開法廷中で行われたもので、裁判官等は官吏であるから、刑事訴訟法第239条②項の告発義務が存したとも解される。

★刑事訴訟法第二三九条[告発]

何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

②官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第三. 結 語

1.なお被控訴人(被告)の承認行為により、十年の消滅時効は中断された事、及び法定利息は継続発生している事を附記する。

★民法第一六九条(判決で確定した権利の消滅時効)

確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

★民法第一五二条(承認による時効の更新)←乙1,2,3号

時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。[本条の施行は、平三二・四・一]

2.これは答弁書も見ないで作成した書面であり、不備があれば幾重にも主張・立証の意がある。

こ う の く に お  
以上控訴人(原告) 高 野 邦 夫